

北海道・北東北の縄文遺跡群周遊マップ作成業務委託 仕 様 書

1 目的

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の2021（令和3）年の世界遺産登録に向けて各遺跡への来訪促進を強化するため、4道県の広域にわたる縄文遺跡群の地図やガイダンス施設、概要等を紹介するマップを作成し、縄文遺跡群全体に対する理解促進及び交流人口の拡大を図るものである。

2 業務名

北海道・北東北の縄文遺跡群周遊マップ作成業務委託

3 委託期間

契約締結日から令和2年3月13日（金）までとする。

4 委託業務内容

本委託業務の受注者は、北海道・北東北の縄文遺跡群周遊マップ（以下、「周遊マップ」という。）の作成及び一部搬送に係る以下の業務を行うものとする。

（1）周遊マップの作成

北海道・青森県・岩手県・秋田県の広域に所在する北海道・北東北の縄文遺跡群（構成資産17遺跡＋関連資産2遺跡）を一体で紹介し、各遺跡へのアクセスや遺跡めぐりルート、周辺の観光情報等をわかりやすく紹介する周遊マップを作成する。

①業務内容

- ア 編集方針、コンテンツ、構成、紙面デザイン・レイアウト等の企画
- イ 原稿の作成（日本語・英語）
- ウ マップデザインの作成
- エ 図案の提案・作成（イラスト、漫画、イメージ図、模式図及び写真等）
- オ 入稿データ（イラストレータデータ）及びPDFファイルの作成
- カ 印刷・製本（折加工）

②規格等

- ア サイズ A1（両面印刷）、二つ折り＋外7つ折り（14ページ）
- イ 用紙 つや消しコート紙 73kg～90kg
- ウ 刷色 4色フルカラー（両面）
- エ 言語 日本語版・英語版の2種類を作成

③内容

- ア 表面（外側）
 - ・表紙・裏表紙
 - ・遺跡（構成資産17遺跡、関連資産2遺跡）紹介、ガイダンス施設紹介
 - ・交通アクセス、エリアマップ、周遊ルートの紹介
 - ・北海道・北東北の縄文遺跡群紹介

イ 裏面（内側）

- ・北海道・北東北の縄文遺跡群エリアの地図掲載
 - ※道南から秋田県北部・岩手県北部までの範囲は必須とする
 - ※国土地理院承認、20万分の1以上のスケールとする
- ・交通ルート、道路ネットワークの紹介
- ・遺跡周辺の観光名所、観光施設等の紹介

ウ ページ割イメージ

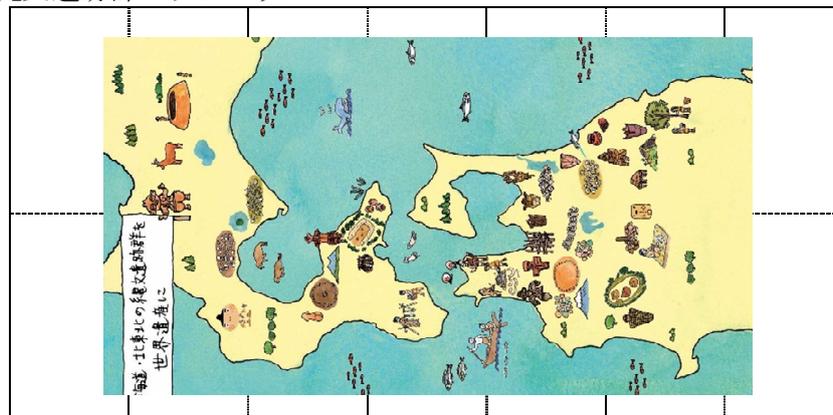
【表面（外側）14ページ】

⑨ ⑩ 【青森県】 三内丸山遺跡 小牧野遺跡 大森勝山遺跡		⑪ ⑫ 【青森県】 二ツ森貝塚 是川石器時代遺跡 (長七谷地貝塚)		⑬ ⑭ 【岩手県・秋田県】 御所野遺跡 大湯環状列石 伊勢堂岱遺跡		① 天 表紙
⑧ 表紙 縄文遺跡群 紹介 アセス等	⑦ ⑥ 【青森県】 大平山元遺跡 田小屋野貝塚 亀ヶ岡石器時代遺跡		⑤ ④ 【北海道】 大船遺跡 垣ノ島遺跡 (鷺ノ木遺跡)		③ ② 天 【北海道】 キウヌ周墳墓群 北黄金貝塚 入江・高砂貝塚	

() … 関連資産

【裏面（内側）見開き1ページ】

縄文遺跡群エリアマップ



ただし、内容の充実や利便性を高める目的でのサイズやページ数、レイアウト等の変更を可とする。

③作成部数

- ア 日本語版：40,000部
- イ 英語版：26,000部 計66,000部

④発行時期

令和2年2月

⑤その他

- ア 縄文遺跡めぐりにつながる魅力的なコンテンツ、デザインとすること。
- イ 英語版の翻訳については、英語を母国語とする専門家等の校正を受けること。
- ウ ユニバーサルデザインを考慮すること。
- エ 内容校正、色校正は各1回以上行い、校了になるまで行うこと。
- オ 国土地理院の地図の使用許可及び掲載写真の使用許可等については、受注者の責任

において必要な処理を行うこと。

カ 地図及び写真素材等の使用並びに写真撮影に関する一切の費用は、制作費に含まれるものとする。

(2) 周遊マップの搬送

発注者の指示に基づき、周遊マップの一部を搬送すること。なお、搬送先毎の仕分部数及び所在地等は、別途発注者よりデータを提供する。

①主な搬送先（予定）

ア 北海道・北東北の縄文遺跡群関係自治体等	27箇所
イ 観光案内所・博物館等（北海道・東北・首都圏域）	233箇所

②搬送時期

令和2年3月

5 成果品

(1) 周遊マップ

- ①日本語版 40,000部（搬送分を含む）
- ②英語版 26,000部（搬送分を含む）

(2) 周遊マップ（日本語版・英語版）

- ①入稿データ（Illustrator等） 一式
- ②PDFデータ 一式
- ③本業務内で撮影した写真データ（借用物等を除く） 一式

6 納入場所

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県企画政策部世界文化遺産登録推進室内
縄文遺跡群世界遺産登録推進事務局

7 著作権等

本業務における成果品の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、発注者に帰属する。また、受注者は発注者に対し著作権者人格権は行使しないものとする。

8 その他

- (1) 本業務の詳細については、企画提案の内容を基本として、発注者と受注者が協議して決定するものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

9 参考資料等

(1) 北海道・北東北の縄文遺跡群について

- ①北海道・北東北の縄文遺跡群リーフレット (※)
 - ②北海道・北東北の縄文遺跡群ハンディサイズリーフレット (※)
 - ③北海道・北東北の縄文遺跡群ホームページ
(日本語版 <https://jomon-japan.jp> 、英語版 <https://jomon-japan.jp/en>)
 - ④北海道・北東北の縄文遺跡群キッズサイト「JOMON ぐるぐる」
(<https://jomon-japan.jp/kids>)
- (※) ①②は③のホームページで閲覧可

(2) その他 (世界遺産、観光マップ等)

- ①明治日本の産業革命遺産
「マップ」 <http://www.japansmeijiindustrialrevolution.com/appli/index.html>
- ②長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産
「各種パンフレット・動画」 <http://kirishitan.jp/information/brochures-videos>
- ③青森県観光情報サイト
「青森県～函館地域 ぐるぐるめぐる！旅マップ」
https://www.aptnet.jp/ap_tabimap.html?fid=tabimap